

面前確認の見直し等に関する検討（２）

（前注１）本検討会資料では、特記しない限り、略語は従前の検討会資料と同じ意味で用いることとしている。

（前注２）面前確認の見直しについては、特記しない限り、現行の方法での面前確認手続を希望する者に対してはそれを認めることを前提とした上で、面前確認の省略を希望する者に対して新たな選択肢を設けるという観点から順次検討したものである。

１ デジタル技術を用いた発起人の本人確認

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とするものとする。

（補足説明）

１ 従前の議論の内容

- （１）第１回会議では、本人確認の方法として、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで足りるということについて、これに賛同する意見があった一方で、これに反対する意見は特段みられなかった。
- （２）これを受けて、第３回会議では、「定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることで、どうか」という提案をしたところ、実務的にも発起人本人によって囑託がされる場合には大多数がマイナンバーカードの公的個人認証を活用していることや、デジタル社会の趨勢にも合致していることなどから、これに賛同する意見が多数あった一方で、これに反対する意見は特段みられず、議論の結果、定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 提案の趣旨

前記1(2)の第3回会議におけるコンセンサスを踏まえ、定款認証手続きにおけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とするものとするを提案している。

2 発起人の真意（実質的設立意思）の内容

(前注) 第3回会議では、発起人の真意（実質的設立意思）の内容のうち、「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかについては大きく意見が分かれ、かつ、この点についてはデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方（後記3）と併せて考えるべきであるという方向性について大方の理解が得られたことから、その部分は後記3で併せて取り上げることとしている。

定款認証手続きにおけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認に関して、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であるものとする。

その上で、「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容及び「真に発起人となる意思があること」の確認の要否について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 従前の議論の内容

(1) 第1回会議では、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容を詰めた上で検討する必要があるという意見が複数あり、その上で、それを確認する必要があることを当然の前提とはせずに検討する必要があるという意見があった一方で、真実は事業を行う意思が全くないにもかかわらず株式会社の設立を認めることは明らかに不当であり、自然人と異なる新たな独立の効果帰属主体である法人格を作り出す場面における発起人の真意（実質的設立意思）の確認は、あ

る程度慎重にしていくことが必要かつ合理的であるという意見もあり、意見が分かれた。

(2) 第3回会議では、この点について、①発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であるか、②発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であるとして、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容はどのようなものか、という2つの論点に分けて議論を行った。

まず、①発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であるかについては、発起人の真意（実質的設立意思）の内容を検討する必要があるとの留保を付する意見はあったものの、この意思を欠くとそもそも法人の設立行為として法的に有効にならないと考えられることや、新たな独立の法人格を生み出すという重要な場面であることなどから、必要とすることに賛同する意見が多数あった一方で、これに強く反対する意見は特段みられず、議論の結果、発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であるということについては、委員の間でコンセンサスが得られた。

また、②発起人の真意（実質的設立意思）の内容がどのようなものかについては、「真に発起人となる意思があり、定款に基づいてその会社を設立し、定款に従って適法に事業を行う意思があること」というたたき台が示された上で、議論がされた。この点については、発起人の真意（実質的設立意思）の内容として「真に発起人となる意思があること」とするというのは同語反復であるとしてこの部分を除くべきという意見があったものの、①発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であるかについてと同様の理由により、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立〔する〕意思があること」の確認が必要であるということに賛同する意見が多数あった一方で、これに強く反対する意見は特段みられず、議論の結果、その確認が必要であることについて、委員の間でコンセンサスが得られた（「定款に従って適法に事業を行う意思があること」については、後述する。）。

2 提案の趣旨

(1) 前記1(2)の第3回会議におけるコンセンサスを踏まえ、定款認証手続きにおけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認に関して、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であるものとすることを提案している。

(2) その上で、第3回会議では、「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容として、当該定款の主要な内容について少なくとも一定程度は理解していることを含むことを示唆する意見もあったところであるが、この点について、どのように考えるか。

また、「真に発起人となる意思があること」については、発起人の名義貸し（発起人になり会社を設立することは承諾しているが、事業内容を承知しておらず、責任を負う意思もない者）などを想定していたところであるが、その確認の要否について、どのように考えるか。

3 デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方

デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方について、発起人の真意（実質的設立意思）の内容に「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかに関して大きく意見が分かれていることも踏まえ、検討を前に進めるために、次の方向性をたたき台として、実現可能性や実効性の観点も含め、どのように考えるか。

モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に限ることを前提として、以下の【観点①】及び【観点②】から複合的に判断して、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクが低いと認められる場合には、面前確認手続を省略することができるものとする。

【観点①】発起人を始めとした定款に記載されている情報をデータベース化した上で、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリ

スクの高い嘱託であるかについて、まずは定款に記載された内容を書面審査することによって判定する。

【観点②】違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思がない設立であるリスクの高い嘱託であるかを判別するための質問を数十問程度練り上げた上で、モデル定款を作成するシステム等の中で、そのうち5～10問程度をランダムに自由記載で問うこととし、その回答の内容を審査することによって判定する。

(補足説明)

1 従前の議論の内容

(1) 第1回会議では、公証人とは別のシステム的な対応によって不正な設立を抑止することを可能な限り目指していくことが望ましいという意見があった一方で、発起人の真意（実質的設立意思）の確認については、何らかの方法でインタラクティブなやり取りを行うことは可能であるとしても、厳密な確認はデジタル技術のみでは難しいという意見もあった。

また、面前確認に違法な設立に対する一定の抑止力があることを前提としつつ、現行のように全ての嘱託について一律に同様の面前確認を求めるのではなく、何らかの資料を見て疑わしいと判断された場合には公証人の面前に呼び出される一方、善良なスタートアップは呼び出されずに認証に至ることも可能となるといったように、会社設立のスピード感と違法な設立の抑止力のバランスを取った折衷的な方法が考えられるという意見もあった。

(2) 第3回会議では、この点について、面前確認の機能を、①申告性（発起人に情報提供を求めることができること）、②対面性（発起人の容ぼうを認識することができること）、③双方向性（発起人との間でインタラクティブなやり取りをすることができること）、④リアルタイム性（その場で回答を求め、その様子を観察することができること）に分けた上で、①申告性を確保する【A案】、①申告性・②対面性・③双方向性を確保する【B案】、①申告性・②対面性・③双方向性・④

(一部の)リアルタイム性を確保する【C案】の3案をたたき台として、議論を行った。

この点については、総論的な検討の視点として、発起人の真意（実質的設立意思）の内実である違法・不当な目的、詐欺を行う目的での会社設立やペーパーカンパニーの設立の防止のために、公証人による面前確認が実際上どこまで有効に機能しているのか、その機能をデジタル技術の活用によってより効率的・効果的に行うことができるかという視点や、デジタル技術を用いて利便性を高める場合には、従来と100%同じ水準で設立される会社の実態や違法な設立を見抜くことは難しいということを経験した上で、見抜けなかった場合に生ずるリスクの大小によって、利便性とリスクとを天秤にかけて、リスクが小さいものについては利便性を高めるという視点、発起人の真意（実質的設立意思）の内容として「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかを検討するとコンセンサスを得ることが困難であるので、スタートアップの早期設立というニーズに特化してスコープを狭めて検討することが相当であるという視点などが提示されたほか、各論としては、発起人の真意（実質的設立意思）の内容に「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかという論点に関する見解の相違が大きく反映され、【A案】、【B案】、【C案】をそれぞれ支持する意見があり、様々な観点から、極めて多岐にわたる意見が示された。

2 提案の趣旨

(1) 第3回会議における議論の整理

前記第1(2)のとおり、第3回会議において示された意見は極めて多岐にわたり、およそ委員の間でコンセンサスが得られるという状況にはなかったものの、議論の結果として確認されたとおり、意見が多岐に分かれたのは、①発起人の真意（実質的設立意思）の内容として「定款に従って適法に事業を行う意思があること」を含めるかという見解の相違が最初の分岐点となり（これを含めないという見解に立つと、【A案】を支持するという意見につながりやすい。）、②仮に発起

人の真意（実質的設立意思）の内容として「定款に従って適法に事業を行う意思があること」を含めるとすると、その確認のためには双方向性（発起人との間でインタラクティブなやり取りをすることができること。前記1(2)の面前確認の機能のうちの③の機能）が必要不可欠であるかという見解の相違が次の分岐点となり（これを必要不可欠とする見解に立つと、【B案】又は【C案】を支持するという意見につながりやすい。）、仮に双方向性が必要不可欠ではないとすると、発起人を始めとする定款に記載された情報をデータベース化するなどして、インタラクティブなやり取りをすることなく、違法・不当な目的による設立であるリスクを判別する可能性もあるという帰結になるものと考えられる。

- (2) 前記のとおり、発起人の真意（実質的設立意思）の内容に「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかについては、委員の間で大きく意見が分かれており、容易にコンセンサスを得られるとは思われない。他方で、結論としての意見は大きく分かれているものの、適法に事業を行う意思がないことが明らかであっても設立を認めることが望ましいものではなく、デジタル技術を活用することで、発起人に過度な負担をかけることなく違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立（預金口座開設や事務所準備を始め、設立後の事業行為の予定や計画がおよそないもの）を抑止することができるのであれば、そのことまで否定する意見はなかったものと思われる。

そこで、本検討会資料では、大きく意見が分かれている中であっても検討を前に進めるために、第3回会議において示された個々の意見を踏まえて、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に範囲を限定して、デジタル技術を活用することで、発起人に過度な負担をかけることなく違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立を抑止する方策を見出すことができないかどうかを検討することとしている（なお、前記のとおり、「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容として当該定款の主要な内容について少なくとも一定程度は理解していることを含むと考える場合や、

「真に発起人となる意思があること」の確認が必要であると考えられる場合であっても、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に範囲を限定する場合には、当該システム内で定款案に関する情報提供をすることができるほか、【観点①】及び【観点②】を精緻化していくことで、これらの確認をもすることができる可能性はあるものと考えられる。)

【観点①】は、発起人を始めとした定款に記載されている情報をデータベース化した上で、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクの高い嘱託であるかについて、まずは公証人が行う書面審査によって判定する方向性を検討するものである。具体的なリスク判定の要素としては、例えば、第3回会議でも指摘があったように、①発起人が短期間に複数の会社の設立に関与していることや、②本店所在地に既に別の法人が登記されていることのほか、国家公安委員会の「犯罪収益移転危険度調査書」で「悪用された法人」として挙げられている③資本金の額が極めて少額であること、④多数の事業目的が掲げられているが相互に関連性が低いこと、令和5年度法務省調査で挙げられている⑤本店所在地と発起人の住所に大きな乖離があることなどが考えられ、これらの要素を(公表せずに)より精緻化していくことで、リスク判定に資すると考えられる。他方で、【観点①】の問題点としては、例えば、第3回会議でも指摘されていたように、発起人との双方向のやり取りの要素が含まれておらず、データベースを用いた判断が類型的・画一的なものになる可能性がある点などが挙げられる。

そこで、【観点②】は、違法・不当な目的による設立であるリスクの高い嘱託であるかを判別するための質問を数十問程度練り上げた上で、モデル定款を作成するシステム等の中で、そのうち5～10問程度をランダムに発起人に問うこととし、その回答の内容を公証人が審査することによって判定する方向性を検討するものである。モデル定款に関する現時点の検討の方向性を前提とすると、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合のモデル定款の内容は、極めて定型的

なものとなり、その場合に限定すれば、リスクの高さを判別するための質問を練り上げることができる可能性があるようにも思われる。なお、【観点②】の問題点としては、第3回会議でも指摘されていたように、コストの観点も踏まえて現実に機能的なものを実装することができるかという点が挙げられる。

以上を踏まえ、本文の方向性をたたき台として、コンセンサスを得ることに向けて検討を進めていくため、実現可能性や実効性の観点も含め、どのように考えるか。

4 面前確認手続における代理利用の在り方

面前確認手続における代理利用の在り方について、前記3のデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方に関する検討も踏まえ、その確認をする適格がない代理人による面前確認手続を許容しないものとする。

（補足説明）

1 従前の議論の内容

第3回会議では、「例えば、専門資格者ではない代理人、発起人ではない代理人や法定代理人ではない代理人による面前確認手続を許容するか」という問題提起をしたところ、デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方に関する検討と議論を連動させる必要があるという留保はあったものの、その上であれば、一定の場合に代理利用を制限する方向性に賛同する意見が複数あった一方で、これに反対する意見は特段みられず、議論の結果、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 提案の趣旨

前記1の第3回会議におけるコンセンサスを踏まえ、面前確認手続における代理利用の在り方について、前記3のデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方に関する検討も踏まえ、その確認をする適格がない代理人による面前確認手続を許容しないものとすることを提案している。